

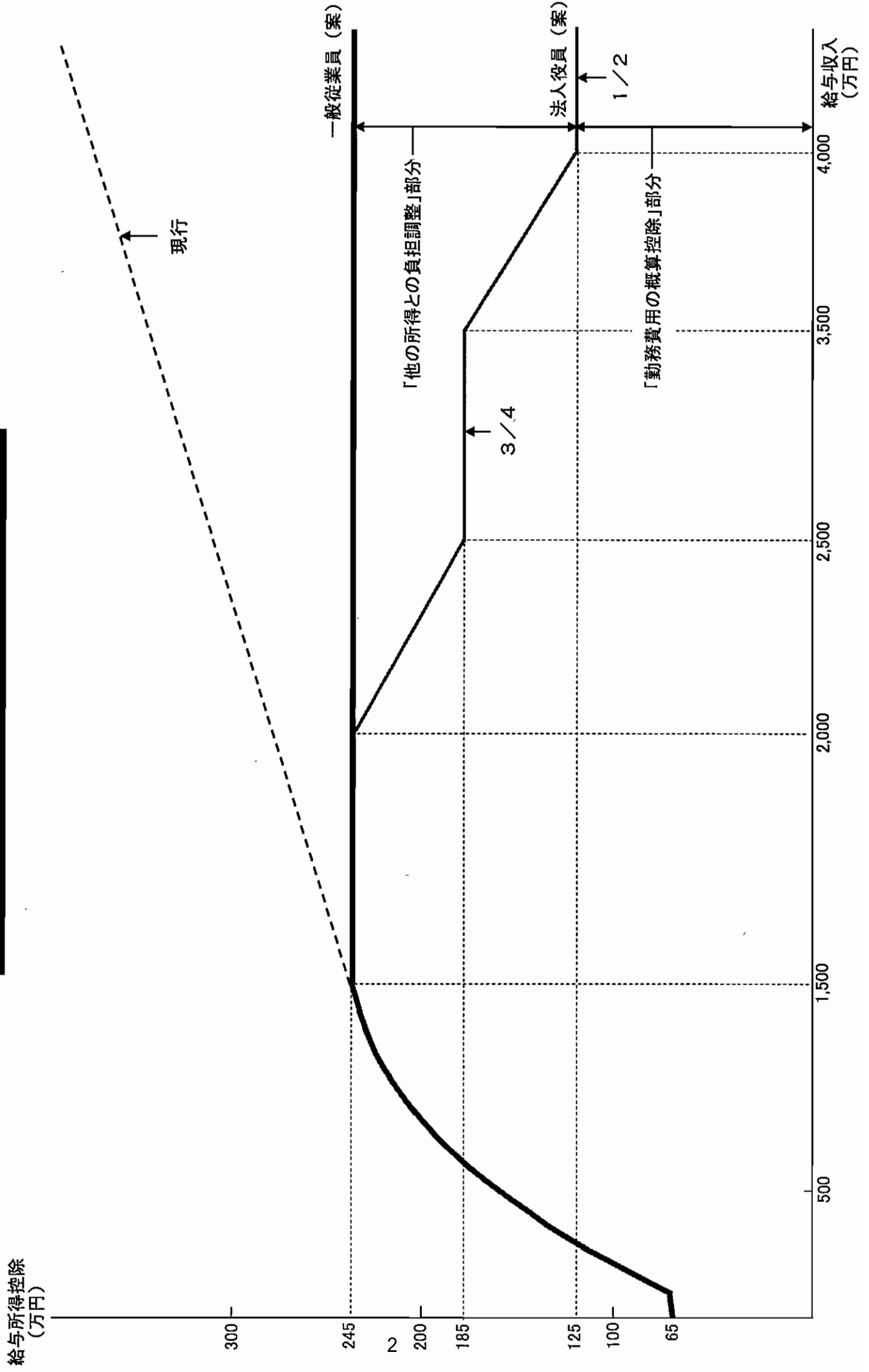
主要事項のとりまとめ案 (国税)

- 個人所得課税
- 資産課税

個人所得課税

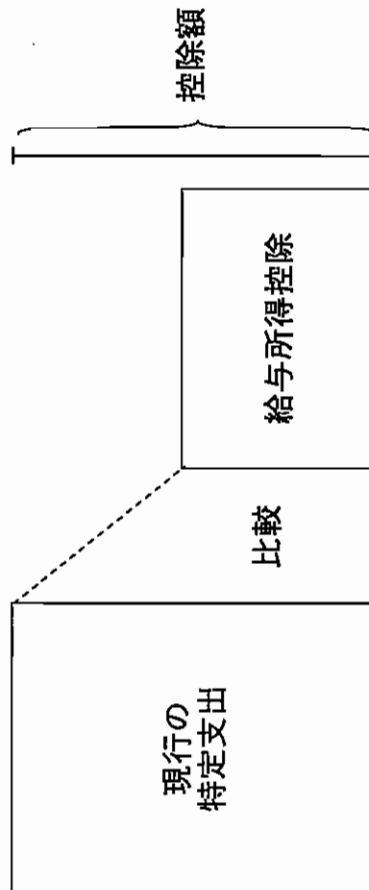
1. 最高税率を含む税率構造については、23年度改正における諸控除の見直し等も踏まえながら、税制抜本改革において検討する。
2. 所得再分配機能回復の観点等から、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限を設ける。
3. 給与収入4,000万円を超える法人役員（法人役員に相当する公務員・議員を含む。）の給与に係る給与所得控除について、控除額の2分の1の額を上限とする。
2,000万円から4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減する。
4. 特定支出控除について、特定支出の範囲の拡大、特定支出控除の適用判定の基準の見直し（給与所得控除額の2分の1部分と比較）を行う。
5. 勤続年数5年以下の法人役員（法人役員に相当する公務員・議員を含む。）の退職金について、2分の1課税を見直す。
6. 成年扶養控除については、障がい者等、65歳以上の高齢者、学生について引き続き扶養控除の対象とし、また、合計所得400万円以下の納税者（扶養者）については、引き続き扶養控除を適用する。
上記以外の場合については、控除を廃止する。
7. 配偶者控除については、その存廃を含む抜本的な見直しについて、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、今後、さらに検討を行う。
8. 金融証券税制（P）

給与所得控除の見直し (案)

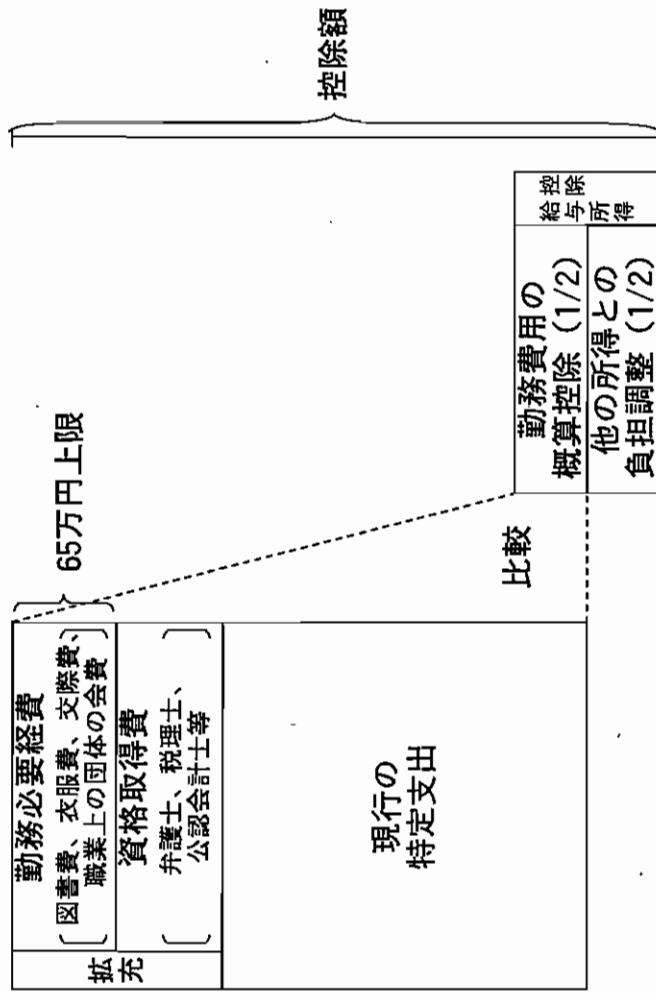


特定支出控除の見直し（案）

【現行】



【見直し案】



成年扶養控除の見直し(案)

現行の成年扶養控除の適用がある納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）

案	所得金額 (給与収入)	控除適用 対象人員	控除の対象から 外れる人数	控除の対象から 外れる人の割合	増収額試算 (所得税)
	400万円 (568万円) 以下	約370万人 (約410万人)	約100万人 (約110万人)	約21.6%	約800億円

○ 心身の障がい等の事情を抱える人 90万人程度（100万人程度）

○ 65歳～69歳の高齢者 20万人程度（30万人程度）

○ 学生 40万人程度（40万人程度）

特定成年扶養親族

控除が存続する対象者

210万人
(230万人)

控除がなくなる対象者

100万人
(110万人)

(注2)

納税者本人（扶養者）の所得金額
(給与収入)

400万円
(568万円)

500万円
(689万円)

その他の被扶養者

(注1) 対象人員は、平成22年度予算ベースの納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額に影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。
(注2) 控除の適用がなくなることにより、税負担が急増しないよう、影響を緩和する調整措置。

資産課税

(相続税)

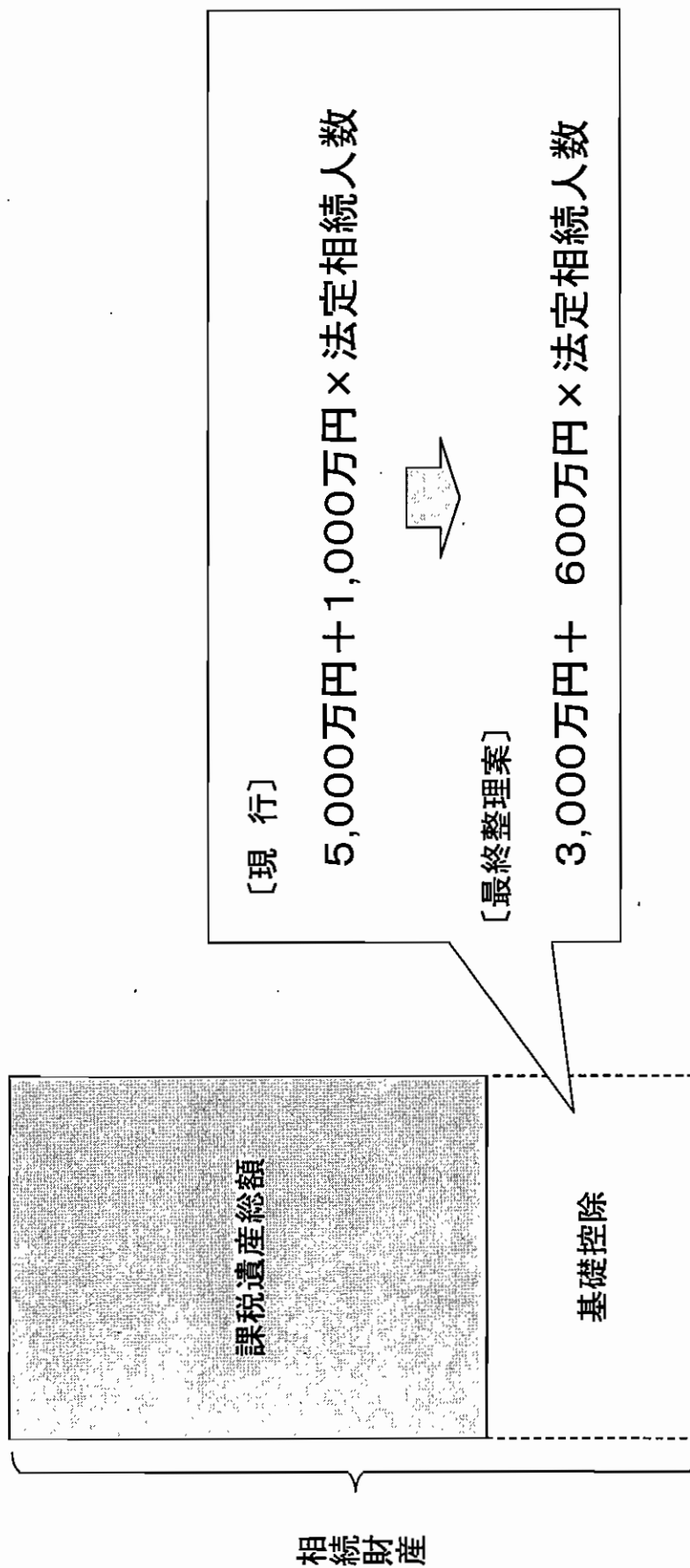
1. 格差是正、再分配機能回復の観点から、
 - (1) 基礎控除について、地価動向の推移等に対応して、「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げる。
 - (2) 税率構造について、最高税率を55%へ引き上げる等の見直しを行う。
2. 死亡保険金に係る非課税枠について、「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数」とする。
 - ① 未成年者
 - ② 障がい者
 - ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者
3. 上記見直しに伴い、未成年者控除及び障がい者控除について、一年当たり控除額を10万円に引き上げる。

(贈与税)

4. 若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しとあわせ、
 - (1) 暦年課税について、直系卑属(20歳以上)を受贈者とする贈与税の税率構造の緩和を図る。
 - (2) 相続時精算課税制度について、受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げる。

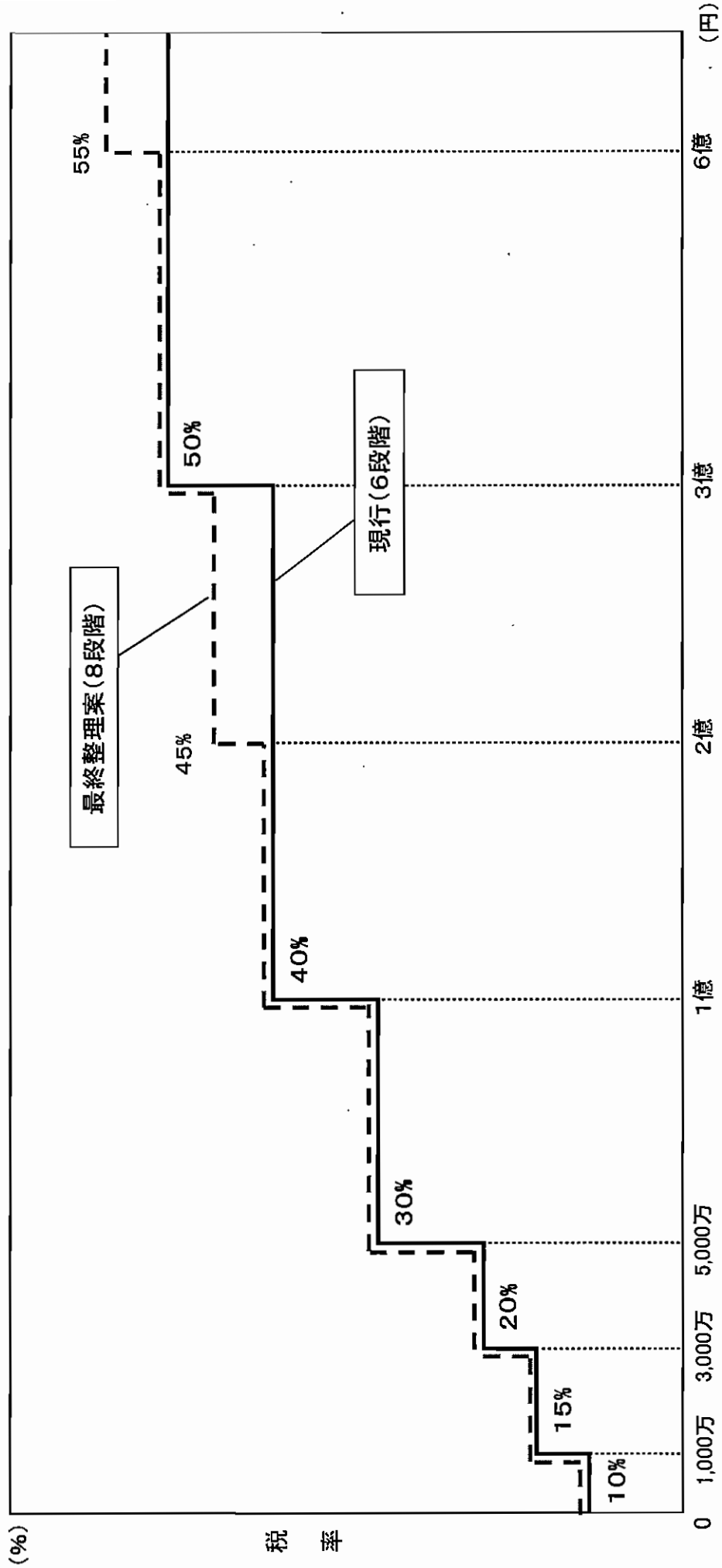
相続税の基礎控除に係る最終整理案

物価・地価の動向の推移に対応して基礎控除の水準を引き下げることにより、相続税の再分配機能の回復を図る。



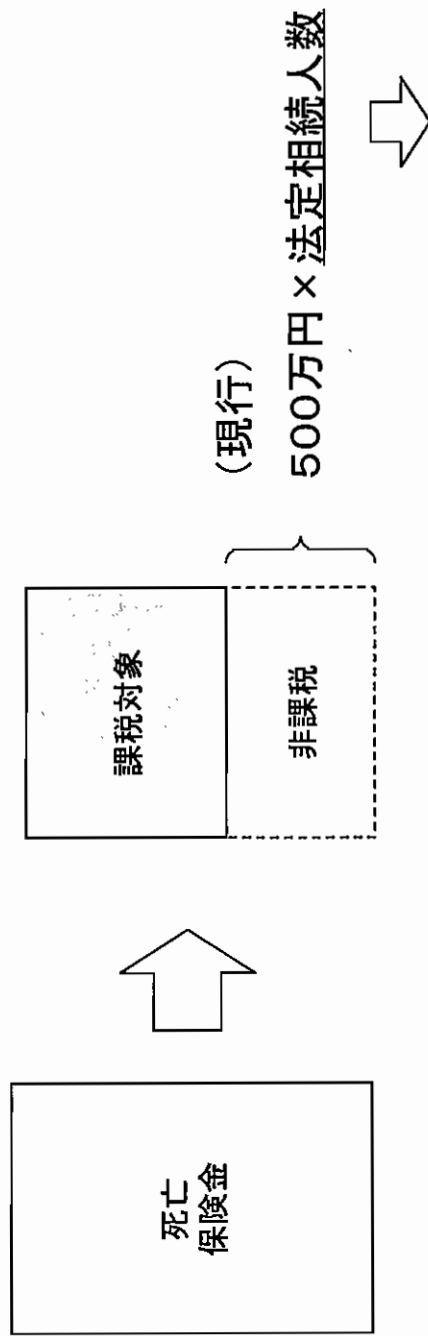
相続税の税率構造の最終整理案

再分配機能の回復を図る観点から、最高税率を55%に引き上げる等の見直しを行う。



死亡保険金に係る相続税の非課税措置の最終整理案

死亡保険金に係る相続税の非課税措置については、「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らし、以下のとおり、見直しを行う。



(最終整理案)

次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障がい者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

相続税の未成年者控除・障がい者控除に係る最終整理案

未成年者控除及び障がい者控除について、前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、控除額を次のとおり引き上げる。

未成年者控除

(現行)

6万円 × 20歳に達するまでの年数



(最終整理案)

10万円

障がい者控除

(現行)

6万円 (特別障がい者：12万円)

× 85歳に達するまでの年数



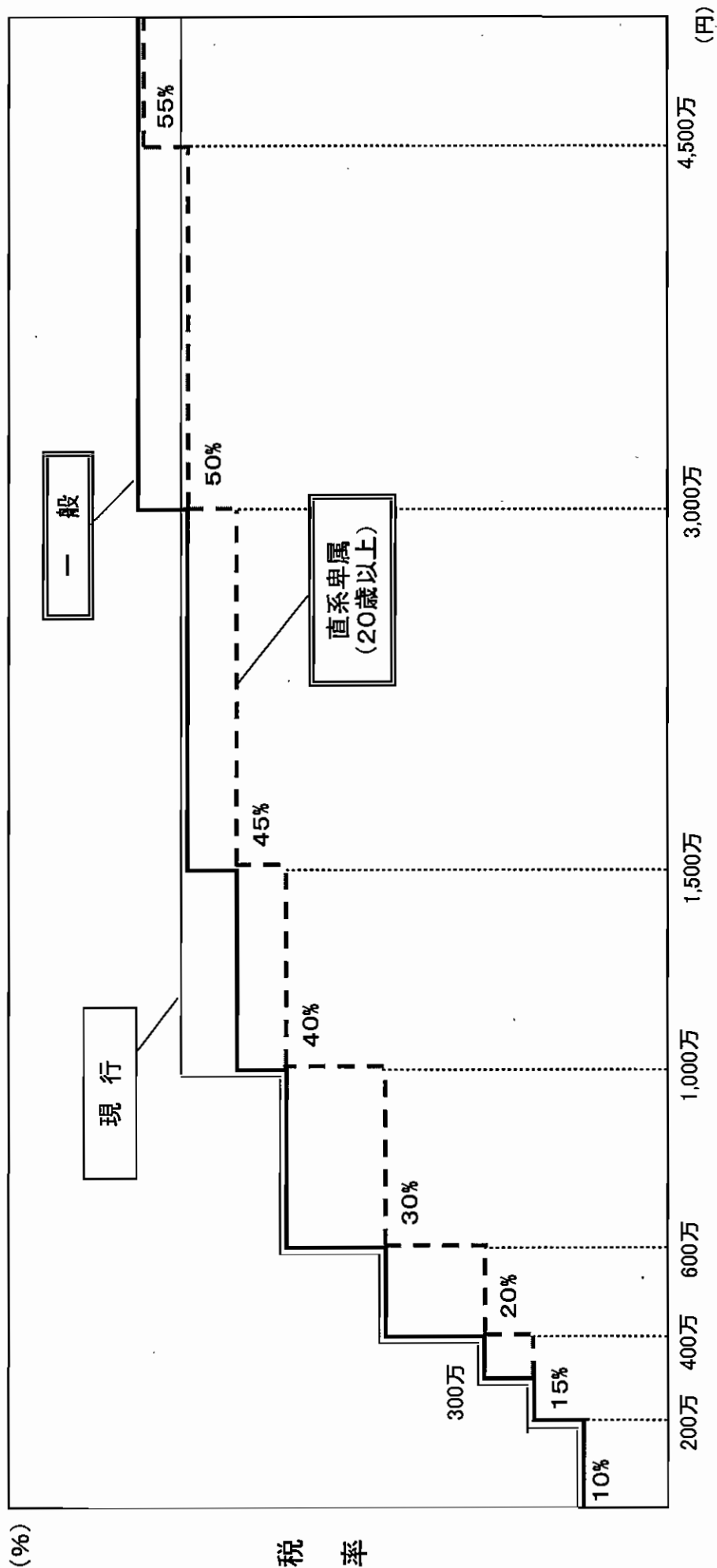
(最終整理案)

10万円 (特別障がい者：20万円)

(参考) 昭和63年の物価水準を100とした場合、平成21年の水準は112.3。(総務省「消費者物価指数」)。

贈与税の税率構造の最終整理案

相続税の税率構造を見直す一方、一般的な贈与税の税率構造は原則維持。
 ただし、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造は特別に緩和する。



贈与税の課税価格

相続時精算課税の対象者に係る最終整理案

若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続時精算課税制度について以下の見直しを行う。

- ① 適用対象者に20歳以上の孫を追加(現行:20歳以上の推定相続人)
- ② 贈与者の年齢要件を60歳以上に引下げ(現行:65歳以上)

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

【最終整理案】

受贈者: 20歳以上の

推定相続人



推定相続人及び孫

贈与者: 65歳以上の親



60歳以上